

稲村ガ崎きしろ
指定介護老人福祉施設 重要事項説明書

1 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人きしろ社会事業会	
代表者・職氏名	理事長 田尻 充	
法人の所在地	鎌倉市坂ノ下 3 1 番 5 号	
電話番号	0467-22-5539	Fax番号 0467-25-3922
認可年月日	昭和43年 3 月 7 日	
運営する主な他の事業所・サービス内容	軽費老人ホーム「きしろホーム」 特別養護老人ホーム「鎌倉プライエムきしろ」 二階堂デイサービスセンター 地域包括支援センター「きしろ」「鎌倉きしろ」 みちテラス <u>URL: http://www.kishiro.or.jp/</u> <u>E mail: corp-nq@kishiro.or.jp</u>	

2 法人理念

「ずっとじぶんの道をゆく」

利用者様への誓い

ご本人の意思を尊重し、その人らしく生きられる場所をつくります。
私たちに求められているケアは、どのようなものか。それを、利用者様やご家族との対話を通して理解し、日々実践していきます。また、利用者様一人ひとりの個性を尊重し、これまで通り、じぶんらしく今を生き、未来に希望が持てる場所をつくります。

地域社会への誓い

鎌倉に、「きしろ」という拠り所をつくります。
社会福祉法人として、鎌倉という地域にどのように貢献できるのか。広くアンテナを張り、行政や他の社会福祉法人、様々な企業・団体と力を合わせ、地域の発展に努めます。また、地域の皆様との交流の中で信頼関係を築き、どんな時も頼りにされる社会福祉法人を目指します。

職員への誓い

個性を活かし、のびのびと働ける職場環境を整えます。
職員が自ら考え、決定し、実践する。一人ひとりの職員の想いを大切にし、自由闊達なアイデアが生まれる風土を育みます。また、それぞれの個性や特技を活かし、いきいきと力を発揮できるケアの形を模索します。ワークライフバランスにも配慮し、職員のじぶんらしい生き方を支えます。

3 事業所の概要

事業所名	指定介護老人福祉施設 稲村ガ崎きしろ
事業所の所在地	〒248-0024 鎌倉市稲村ガ崎4-10-45
電話番号	0467-38-1313 Fax番号 0467-38-1311
事業者指定年月日	平成19年4月1日
事業者指定番号	1472101698
併設サービス	指定短期入所生活介護事業（予防）
管理者名	小寺 貴子
入所定員	65名
施設の目的	介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、ご入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いています。 こうしたことから、入居前の生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながらご入居者同士が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供します。

4 事業所の交通案内

- ・江ノ電「稲村ガ崎駅」下車、徒歩13分

5 居室及び設備の概要

当施設では以下の居室・設備を用意しています。入居される居室はすべて個室です。

居室・設備の種類	室数（短期専用部分）	備考
個室（1人部屋）	75（10）	全室ユニット型個室
合計	75室	
食堂（共同生活室）	8（1）箇所	
浴室	4室	機械浴・特殊浴槽・ユニットバス（計6）
医務室	1室	

居室等に関するトイレの設備

- ・トイレについては、2部屋に一つ設けてあります。
- また、食堂（共同生活室）には車椅子用トイレが設けてあります。

居室等に関する消防設備

- ・居室及びトイレにスプリンクラー設置

居室等に関する空調設備

- ・全室に冷暖房・換気設備あり

居室に関する変更

- ・ご入居者の心身の状況の変化、やむを得ない施設の事情等により居室を変更する場合があります。その際には、ご入居者及びご家族等と協議のうえ決定するものとします。
- ・居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。

6 事業所の職員体制

当施設では、ご入居者に対して介護老人福祉施設サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	施設	
	指定介護老人福祉施設・短期入所生活介護	
	常勤換算	指定基準
施設長	1名	1名
医師	1名以上	必要数
生活相談員	2名	1名
介護支援専門員	1名以上	1名
看護職員	3名以上	3名
介護職員	25名以上	25名以上
栄養士(管理)	1名以上	1名
機能訓練指導員	1名	1名
事務員	1名以上	1名

(※介護老人福祉施設65名 短期入所生活介護10名)

※常勤換算：職員それぞれの週当たりの勤務時間数の総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数(週37.5時間)で除した数です。

7 主な職員の勤務体制

※土日祝日は下記と異なる場合があります。

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・金曜日 非常勤
2. 介護職員	早番 7:15~15:45
	日勤 9:00~17:30
	遅番 12:30~21:00
	夜勤 17:00~10:00
3. 看護職員	早番 8:30~17:00
	遅番 10:00~18:30
4. 生活相談員・介護支援専門員 事務員	日勤 9:00~17:30

8 施設サービスの概要

施設サービスは、個別の施設サービス計画（ケアプラン）に沿って提供いたします。介護計画を作成する際にご入居者及びご家族の要望をお伺いし、ご入居者及びご家族の参加のもとサービス担当者会議を開催し施設サービス計画書を作成、交付いたします。また、作成した施設サービス計画につきましては定期的に見直しを行ないます。

- ・食 事 朝食 8時00分 昼食12時00分 夕食18時00分
※食事は衛生管理上、調理から2時間以内に喫食ください。
- ・入 浴 ユニットバス 中間浴 特殊浴 週あたりの回数 2回
入浴ができない場合は、状態により清拭等を行ないます。
- ・排 泄 その方の身体状況により、また個人のプライバシーを尊重し、援助方法と排泄用具の種別等の検討を行い対応します。
- ・健康管理 医師や看護職員が健康管理をおこないます。
- ・栄養管理 栄養管理並びに身体の状況及び嗜好に沿った食事を提供します。
- ・口腔衛生の管理 各入所者の健康状態に応じた口腔衛生の管理をおこないます。
- ・その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう援助します。

9 当施設が提供する介護サービスと利用料金

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合があります

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

- 介護報酬に係わる費用 (利用者負担1割から3割)
※別添 指定介護老人福祉施設 稲村ガ崎きしろ料金表
介護報酬に関わる費用(利用者負担1割から3割)及び食費、居住費

(2) 介護保険の対象とならないサービス

- 運営規程に定めた「その他の費用」 (利用者負担10割)
※別添 指定介護老人福祉施設 稲村ガ崎きしろ料金表「その他の費用」
- 通常のサービス提供の範囲を超える費用(利用者負担10割)
※別添 指定介護老人福祉施設 稲村ガ崎きしろ料金表「その他の費用」

<補 足>

- ・食費 1日あたり1,940円が基準額となります。
朝食：510円 昼食：770円 夕食：660円
食費は1食ごとの計算となります。介護保険負担限度額認定証がある場合は、認定証に記載されている額が食費の上限額となります。

- ・ 居住費 1日あたり2,960円が基準額となります。
介護保険負担限度額認定証がある場合は、認定証に記載されている額が居住費となります。

前項、(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し請求します。
料金のお支払いについては自動引き落としとなります。手続き完了までの間は、下記の口座へ入金をお願いいたします。

指定口座への振込み	スルガ銀行 鎌倉支店 普通預金 1971456 社会福祉法人きしろ社会事業会 理事長 田尻 充
-----------	--

※指定口座の振り込み手数料は、入居者の負担となります。

10 送迎の実施地域について

病院送迎の実施地域は協力医療機関と同等の距離および同等以下の範囲とします。尚、上記に該当しない地域への病院送迎は、実費相当の費用を負担していただく場合があります。

11 損害賠償について

当施設において、施設の責務によりご入居者に生じた損害については、速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約書第15条2により、施設は損害賠償責任を減じる場合があります。

- 損害補償保険加入 (株)あいおいニッセイ同和損害保険

12 施設の入居及び利用にあたっての留意事項

(1) 持ち込みの制限

危険物やライター等は持ち込みできません。(喫煙時使用のライター等は預かります) 持ち物の収納は使用される居室内と限られているため、大量の持ち込みは御遠慮ください。また避難口となる居室内の窓付近には物品等は置かないようご協力ください。面会などで嗜好品や身の回りの品を置いていかれる場合は職員にお声かけ頂くようお願いいたします。

(2) 面会

事務受付の面会簿に記入し、面会証を身に付けてお上がりください。面会時間は9時～17時までとなります。

また、感染症予防対策により館内立入及び面会の制限を行なう場合があります。

(3) 外出

施設行事等で外出する場合は施設職員が付き添いますが、それ以外の外出等は必ずご家族同伴でお出かけください。

(4) 禁止事項

- ・ 他人への宗教活動、政治活動、営利活動を禁止いたします。ご入居者同士の金品のやりとりを禁止いたします。職員への心づけ等もご遠慮願います。

屋内での携帯電話の使用は禁止しておりませんが、ペースメーカー使用者の利用がある場合は安全のため使用を制限させて頂くことがあります。

- ・その他、他者への迷惑行為やカスタマーハラスメント・パワーハラスメントを禁止とさせていただきます。施設から改善を求めた場合でも、その改善がみられない場合には、契約書第20条6項に基づき対応します。

1.3 医療について

① 協力医療 機関

医療機関の名称	湘南記念病院
所在地	神奈川県鎌倉市笛田2-2-60 0467-32-3456
診療科	内科、外科、循環器科、呼吸器科、泌尿器科、皮膚科、婦人科 整形外科、形成外科、消化器科、リハビリテーション科 各種市民検診指定、各種健康診断

医療機関の名称	藤沢脳神経外科病院
所在地	神奈川県藤沢市片瀬2-15-36 0466-27-1511
診療科	外科、整形外科、麻酔科

② 施設の嘱託医

医師名	橋本 隆平 (橋本クリニック院長)
勤務時間	週1日 火曜日 13:00~15:00
内容	・入居者の健康管理

医師名	森 靖博 (大船クリニック院長)
勤務状況	月2回 金曜日 13:00~15:00
内容	・精神科医師定期的療養指導

③ 協力訪問歯科

医師名	伊庭 祐一郎 (まごころ歯科医院院長)
勤務状況	週2回 水曜日・金曜日 16時~17時
内容	・ご入居者の歯科診療

1.4 夜間における24時間連絡体制の確保及び看取りのケア

夜間におけるご入居者の急変及びその他の対応については緊急マニュアルに基づき対応します。深夜についてはオンコールにて判断して対応するとともに連絡可能な時間帯になり次第、嘱託医へ報告します。

15 相談窓口（苦情相談）

- (1) サービスに関するご相談につきましては下記の窓口で対応し、施設において協議し迅速かつ誠実に対応いたします。

責任者 施設長 小寺 貴子
受付担当者 ケアマネジャー 須藤 百合子、山下 雅子
支援課課長 府川 広介
連絡先 0467-38-1313
受付時間 午前9：00～午後5：30

- (2) 行政機関等の受付

鎌倉市役所健康福祉部 介護保険課	〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18-10 電話：0467-61-3950 FAX：0467-23-8700 受付時間：月曜日から金曜日 8：30～17：00
逗子市役所福祉部 高齢介護課介護保険係	〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5-2-16 電話：046-872-8116 FAX：046-873-4520 受付時間：月曜日から金曜日 8：30～17：00
藤沢市役所 福祉部介護保険課	〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1-1 電話：0466-50-8270 FAX：0466-50-8443 受付時間：月曜日から金曜日 8：30～17：00
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護苦情相談	〒220-0003 横浜市西区楠町27-1 電話：045-329-3447 FAX：0570-033-110 受付時間：月曜日から金曜日 8：30～17：15
かながわ福祉サービス運営 適正化委員会	〒221-0825 横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター内 電話：045-311-8861 FAX：045-312-6302 受付時間：月曜日から金曜日 9：00～17：00

- (3) 第三者委員においても相談ができます。

折田 忠温	電話番号 045-852-5336
井上 政江	電話番号 0468-81-6700
平本 邦夫	電話番号 0467-24-0844

16 緊急時における対応について

サービスの提供中に、ご入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を行います。

17 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。
- (2) ご入居者のご家族に連絡を行うとともに、状況を報告します。
- (3) 医療機関等への受診及び救急搬送をした場合には、保険者への事故報告書を提出します。また、発生した事故の程度に係わらず、原因及び想定される要因等の究明を行ない、予防策を立てるとともに、その内容についてご入居者及びご家族へ説明します。

18 身体的拘束等の適性化の取り組みについて

サービスの提供にあたっては、ご入居者又は他のご入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他ご入居者の行動を制限する行為は行ないません。

やむを得ず身体的拘束その他ご入居者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際のご入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

19 虐待防止に関する取り組みについて

サービスの提供にあたっては、ご入居者の人権擁護、虐待の発生または再発を防止するための取り組みを実施します。

また、サービス提供中に当該施設職員又は養護者（ご入居者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われるご入居者を発見した場合は、速やかに市町村へ報告します。

20 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) ご入居者から予め文章で同意を得ない限り、外部関係者等との会議等においてご入居者の個人情報を用いません。またご入居者のご家族等の個人情報についても、予め同意を得ない限り個人情報を用いません。
- (2) ご入居者又はそのご家族等に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか電磁的記録を含む。）については、管理者の注意義務を持って管理し又は処分の際にも第三者への遺漏を防止するものとします。

21 非常時災害対策について

非常災害に備えて、消防・風水害・地震等の災害に対処する計画を作成し、年2回定期的に避難・救出および必要な訓練を実施します。

22 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスを継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、研修および訓練を定期的に変更します。

23 情報の開示について

施設は、介護及び看護におけるサービス提供を完結した後、5年間はこれを適正に保存し、ご入居者又はそのご家族の求めに応じ、その写しを交付します。介護サービス提供の経過記録などのご入居者の記録等につきましては、身元保証人の申し出があればいつでも閲覧等できます。

説明確認欄

令和 年 月 日

サービス契約にあたり、重要事項について説明し、書面を交付しました。

事業者

所在地 鎌倉市稲村ガ崎4-10-45

名称 稲村ガ崎きしろ

説明者 ①

サービス契約にあたり、上記のとおり説明を受け同意の上、書面の交付を受けました。

入居者

住所

氏名 ①

身元保証人

住所

氏名 ①